

江府町告示第 58 号

江府町妊婦のための支援給付金交付要綱の改正をここに公布する。

令和 7 年 8 月 20 日

江府町長 白石祐治

江府町妊婦のための支援給付金交付要綱の一部を改正する要綱

江府町妊婦のための支援給付金交付要綱（令和7年7月1日江府町告示第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊娠の届出や出産の届出を行った妊（産）婦に対し、妊娠期から切れ目のない支援を行う目的の一環として、経済的負担の軽減を図るための妊婦支援給付金の支給に関し、必要な事項を定める。 （給付金の支給） 第2条 <u>妊婦支援給付金</u>の支給対象者及び支給内容等は、別表1に定める妊婦<u>支援給付金</u>（1回目）に関するものと別表2に定める妊婦<u>支援給付認定</u>（2回目）に関するものとおりとする。 別表1 妊婦支援給付金（1回目）について （申請時期） 妊婦支援給付金（1回目）の支給を受けようとする者（以下、「申請予定者<u>（1回目）</u>」という。）は、<u>妊婦給付認定申請書（様式第1号）</u>により原則妊娠中に申請を行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により妊娠中に支給の申請を行うことができなかった場合は、受診により妊娠が確定した日、又は妊娠が継続できず流産した場合は、当該流産等が医療機関において確認された日より2年を経過する日まで支給の申請を行うことができる。	（目的） 第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊娠の届出や出産の届出を行った妊（産）婦に対し、妊娠期から切れ目のない支援を行う目的の一環として、経済的負担の軽減を図るための妊婦支援給付金（以下「<u>給付金</u>」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。 （給付金の支給） 第2条 <u>給付金</u>の支給対象者及び支給内容等は、別表1に定める妊婦<u>給付金</u>（1回目）に関するものと別表2に定める<u>妊婦給付認定</u>（2回目）に関するものとおりとする。 別表1 妊婦支援給付金（1回目）について （申請時期） 妊婦支援給付金（1回目）の支給を受けようとする者（以下、「申請予定者」という。）は、別紙様式第1号の妊婦給付認定申請書により原則妊娠中に申請を行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請予定者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかった場合は、受診により妊娠が確定した日、又は妊娠が継続できず流産した場合は、当該流産等が医療機関において確認された日（以下、「<u>起算日</u>」という。）より2年を経過する日まで支給の申請を行うことができる。

(支給方法) 申請予定者(1回目)は、妊娠の届出時にアンケートを提出し、面談を受けた後、他の市町村で妊婦支援給付金(1回目)の支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報の確認、共有をすることに同意を経た上で、支給申請を行う。 流産・死産又は人工妊娠中絶等をした申請予定者(1回目)については、妊娠届出時等のアンケートの提出をすることなく、支給の申請を行うことができる。面談及び関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意は不要とする。ただし、妊娠の届出をせずに流産・死産又は人工妊娠中絶等をした申請予定者については、妊婦給付認定用診断書(様式第4号)により、医療機関の受診や医師により胎児心拍の事実確認ができた上で支給申請を行う。 町は申請予定者から支給の申請を受けた場合、審査の上、当該者に対して<u>妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書(様式第2号)</u>を送付し、給付金の支給を行う。 別表2 妊婦支援給付(2回目)に関すること (申請時期) 妊婦支援給付金(2回目)の支給を受けようとする者(以下、「申請予定者(2回目)」という。)は、<u>胎児の数の届出書(様式第3号)</u>による申請を、出産予定日の8週間前の日以降から原則として乳児家庭全戸訪問の実施期間である生後4ヶ月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他<u>申請予定者(2回目)</u>の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4ヶ月頃までに支給の申請を行うことができなかった場合は、出産予定日の8週間前の日、<u>又は妊娠が継続できず流産等した場合は、当該流産等が医療機関において確認された日</u>より2年を経過する日まで支給の申請を行うことができる。	(支給方法) 申請予定者は、妊娠の届出をし、妊娠の届出時等のアンケートを提出し、面談を受けた後、他の市町村で妊婦支援給付金(1回目)の支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報の確認、共有をすることに同意を経た上で、支給申請を行う。 流産・死産又は人工妊娠中絶等をした申請予定者については、妊娠届出時等のアンケートの提出をすることなく、支給の申請を行うことができる。面談及び関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意は不要とする。ただし、妊娠の届出をせずに流産・死産又は人工妊娠中絶等をした申請予定者については、医療機関の受診や医師による胎児心拍が確認できていた証明書等の事実確認ができた上で支給申請を行う。 町は申請予定者から支給の申請を受けた場合、審査の上、当該者に対して給付金の支給を行う。 別表2 妊婦支援給付(2回目)に関すること (申請時期) 妊婦支援給付金(2回目)の支給を受けようとする者(以下、「申請予定者」という。)は、<u>別紙様式第3号の「胎児数の届出」</u>による申請を、出産予定日の8週間前の日以降から原則として乳児家庭全戸訪問の実施期間である生後4ヶ月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他<u>妊婦支援給付金(2回目)の支給を受けようとする者(以下「申請予定者」という。)</u>の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4ヶ月頃までに支給の申請を行うことができなかった場合は、出産予定日の8週間前の日(以下、「起算日」という。)より2年を経過する日まで支給の申請を行うことができる。
--	---

(支給方法) 申請予定者(2回目)は、面談等により他の市町村で同一の対象児童に係る妊婦支援給付金(2 回目)の支給を受けていない旨の申告及び町の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、支給の申請を行う。ただし、申請前に<u>妊娠が継続できず流産等した申請予定者(2回目)</u>については、面談等することなく、支給の申請を行うことができる。面談及び関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意は不要とする。 町は申請予定者(2回目)から支給の申請を受けた場合、審査の上、当該者に対して妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書(様式第2号)を送付し、現金の支給を行う。審査を行うに当たっては、必要に応じて、支給対象者の対象胎児数の確認をすること等により、当該者が対象者に該当するか確認を行う。 (留意事項) 第3条 妊婦支援給付金(1 回目・2 回目)の支給対象者が町外に里帰りしている場合等で、支給対象者に対する妊娠の届出時又は出生後の面談等を里帰り先の他の市町村で実施していない場合は、里帰りを終えた後、<u>江府町にて妊婦給付認定を行う。里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況等を確認し、必要な場合は面談等の依頼をするものとする。</u> 流産・死産・人工妊娠中絶の場合は申請の時期が妊娠届出前か妊娠届出後かによって手順が異なるが、妊婦支援給付金(1 回目・2 回目)の支給は可能であり、当該者が使用できるような内容とする配慮を行うものとする。	(支給方法) 申請予定者は、<u>出生後のアンケートを提出し、</u>面談を受けた後、他の市町村で同一の対象児童に係る妊婦支援給付金(2 回目)の支給を受けていない旨の申告及び町の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、支給の申請を行う。ただし、申請前に<u>対象胎児が死亡した申請予定者については、出生後のアンケートの提出をすることなく、</u>支給の申請を行うことができる。面談及び関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意は不要とする。 町は申請予定者から支給の申請を受けた場合、審査の上、当該者に対して現金の支給を行う。審査を行うに当たっては、必要に応じて、支給対象者の対象胎児数の確認をすること等により、当該者が対象者に該当するか確認を行う。 (留意事項) 第3条 妊婦給付金(1 回目・2 回目)の支給対象者が町外に里帰りしている場合等で、支給対象者に対する妊娠の届出時の面談等又は出生後の面談等を里帰り先の他の市町村で実施していない場合は、里帰りを終えた後、<u>アンケート及び面談等を実施し、支給する。里帰り先の他の市町村がアンケート及び面談等を実施した場合は、里帰りを終えた後、里帰り先の市町村からの情報をもとに再びアンケート及び面談等を実施し、支給する。どちらの場合でも、必要時里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況等を確認・依頼するものとする。</u> 流産・死産・人工妊娠中絶の場合は申請の時期が妊娠届出前か妊娠届出後かによって手順が異なるが、妊婦支援給付金(1 回目・2 回目)の支給は可能であり、当該者が使用できるような内容とする配慮を行うものとする。
---	--

様式 1 号

妊婦給付認定申請書

(妊婦のための支援給付金による 1 回目の妊婦支援給付金申請書)

市区町村

2025.4.4.付

江府町長

妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請者の情報

										申請日		年	月	日
ふりがな											年齢		職業	
氏 名														
個人番号												電話番号		
現住所	〒													
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)													
妊娠届出日	年 月 日										妊娠月数	か月		
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)													

※既に出産や流産等している場合、妊娠月数に関してはそれらが確認された日を記載し、

母子健康手帳または診断書のコピーを添付してください。

2. 妊娠に関して診断を受けた医師等の情報

医療機関の名称	
住 所	
電 話 番 号	
診断した医師の氏名	

様式 1 号

妊婦給付認定申請書

(妊婦のための支援給付金による 1 回目の妊婦支援給付金申請書)

市区町村

2025.4.4.付

江府町長

妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請者の情報

										申請日		年	月	日
ふりがな											年齢		職業	
氏 名														
個人番号												電話番号		
現住所	〒													
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)													
妊娠届出日	年 月 日										妊娠月数	か月		
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)													

※妊娠月数は、既に出産や流産している場合は、それらが確認された日を記載すること。

2. 妊娠に関して診断を受けた医師等の情報

医療機関の名称	
住 所	
電 話 番 号	
診断した医師の氏名	

裏面あり

様式1号（裏面）

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

☐ 希望します。



☐ 他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。
※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 既に他市町村で（1回目）の支給（5万円）の支給を受けています。（支給市町村： ）

☐ 希望しません。

4. グリーフケアについて（必要な方のみご回答ください）

流産や死産等を経験された方は、つらいお気持ちや悲しみを抱えたまま、誰にも話すことができないかたもいらっしゃると思います。お母さんの体調や気持ちに関することは、いつでも『こども家庭センターおひさま』にご相談ください。保健師がサポートします。

グリーフケアを希望しますか。（※希望するに囚われた方へは保健師がご連絡いたします。）

☐ 希望する

☐ 希望しない

5. その他

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に江府町外に転出した場合には江府町の妊婦支援給付認定は取消されます。取消により江府町から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名

署名日 年 月 日

様式1号（裏面）

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

☐ 希望します。



☐ 他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。
※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 既に他市町村で1回目の支給（5万円）の支給を受けています。（支給市町村： ）

☐ 希望しません。

4. その他

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に江府町外に転出した場合には江府町の妊婦支援給付認定は取消されます。取消により江府町から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名

署名日 年 月 日

削除

様式第 2 号

番
年 月 日
号

様

江府町長

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については
次の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

(不服申立ての教示文記載例)

上記の却下の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、〇〇〇市町村長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において△△△市町村を代表する者は△△△市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 2 号

	番 年	月	号 日
様			
江府町長			
妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書			
年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。			
また、妊婦支援給付金（1 回目・2 回目）の支給について、次のとおり支払いますので通知します。			
記			
1. 支 払 予 定 日	年 月 日		
2. 支 払 金 額	円		
3. 振 込 口 座	登録されている口座に振り込みます。		
※この通知書は、給付が完了するまで大切に保管してください。			

様式第 3 号

	番 年	月	号 日
様			
江府町長			
妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書			
年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。			
また、妊婦支援給付金（1 回目・2 回目）の支給について、次のとおり支払いますので通知します。			
記			
1. 支払予定日	年	月	日
2. 支払金額			円

様式第 3 号

胎児の数の届出書

(妊婦のための支援給付金による 2 回目の妊婦給付金申請書)

市区町村

受付印

江府町長

妊婦支給認定の資格を有するため胎児の数を届け出ます。

(江府町での妊婦支給認定を有していない場合は、妊婦給付認定の申請と同時に

胎児の数を届け出ます。)

1. 届出者の情報

		届出日		年	月	日
ふりがな		生年	月日	年	月	日
氏 名		電話番号				
住 所 地	〒					

2. 胎児の数 : _____人

3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医 療 機 関 の 名 称		電話番号	
住 所			
診断した医師の氏名			

裏面あり

様式第 4 号

胎児の数の届出書

(妊婦のための支援給付金による 2 回目の妊婦給付金申請書)

市区町村

受付印

江府町長

1. 届出者の情報

		届出日		年	月	日
ふりがな		生年	月日	年	月	日
氏 名		電話番号				
住 所 地	〒					

2. 胎児の数 : _____人

3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医 療 機 関 の 名 称		電話番号	
住 所			
診断した医師の氏名			

4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2 回目）の支給（胎児の数×5 万円）を

☐ 希望します。

☐ 他の市町村で、2 回目の支給（胎児の数×5 万円）を受けていません。
※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 希望しません。

様式第3号（裏面）

4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

☐ 希望します。



☐ 他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 希望しません。

5. グリーフケアについて（必要な方のみご記入ください）

流産や死産等を経験された方は、つらいお気持ちや悲しみを抱えたまま、誰にも話すことができない方もいらっしゃるかもしれません。お母さんの体調や気持ちに関することは、いつでも『こども家庭センターおひさま』にご相談ください。保健師がサポートします。

グリーフケアを希望しますか。

☐ 希望する

☐ 希望しない

※希望するに☑をされた方へは、保健師からご連絡させていただきます。

削除

様式第 5 号

番 号

年 月 日

様

江府町長

妊婦給付認定取消通知書

次のとおり、妊婦給付認定を取消しましたので通知します。

記

1. 取消の日 年 月 日

2. 取消の理由

削除

様式第 6 号

番 号
年 月 日

様

江府町長

妊婦支援給付金支払決定通知書

妊婦支援給付金（1 回目・2 回目）については、次のとおり支払いが決定いたしましたので通知します。

記

- 1 支給金額 円
- 2 振込予定日 年 月 日
- 3 振込口座 登録されている口座に振り込みます。

※この通知書は、給付が完了するまで大切に保管してください。

様式第 4 号

妊婦給付認定用診断書

＜受診者＞

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生 (歳)

＜診 断＞

胎児心拍確認日 年 月 日

心拍が認められた胎児数 1 ・ 2 ・ ()

流産の種類 自然流産 ・ 人工流産

流産となった日 年 月 日

上記の通り証明します。

年 月 日

施設名

所在地

医師氏名

様式第 7 号

妊婦給付認定用診断書

＜受診者＞

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生 (歳)

＜診 断＞

胎児心拍確認日 年 月 日

心拍が認められた胎児数 1 ・ 2 ・ ()

流産の種類 自然流産 ・ 人工流産

流産となった日 年 月 日

上記の通り証明します。

年 月 日

施設名

所在地

医師氏名

附 則

この要綱は公布の日から施行し、令和 7 年 8 月 2 0 日から適用する。